令和7年度
鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金
募 集 要 項

鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金は、市民自らの発想と行動によって地域の課題を解決していこうという、自立性のある市民活動団体等が実施する公益的事業に対し、補助金を交付するものです。

≪募集期間≫

令和７年４月１日（火）～10 月 31 日（金）
９時 00 分 ～ 17 時 00 分

相談・提出先：鉾田市役所政策企画部　まちづくり推進課
＊ただし、土日祝祭日を除く

みんなが主役 !! ほこたのまちづくり

目　　次

１．応募団体の要件　・・・

１．応募団体の要件

補助の対象となるのは、次の要件に該当する団体です。

（１）自主的、積極的かつ継続的にまちづくり活動を推進する団体であること
（２）５人以上の構成員を有し、構成員の８割以上が鉾田市在住・在勤・在学者であること
（３）主に市内で活動をおこなっていること
（４）適切な会計処理がおこなわれていること
（５）定款、規約または会則を有していること
（６）鉾田市市民活動団体登録要綱第４条の規定に基づく市民活動団体の登録をしていること

２．補助対象となる事業

補助の対象となるのは、上記団体が実施する事業のうち、次の要件に該当する事業です。

（１）市民協働をすすめていくために必要と認められる事業
（２）公益性が認められる事業
（３）鉾田市のまちづくりに必要と認められる事業
＊ただし上記を満たす場合でも、次に該当する場合は補助の対象となりません。
イ．補助金の申請年度に、鉾田市の他の補助金、助成金等を受けている事業
ロ．同一事業において、過去に他市町村または団体からの補助をうけている事業
ハ．同一事業において、過去に３回補助を受けている事業
ニ．他団体及び個人への金銭又は物品の提供を主たる目的とする事業
ホ．政治活動・宗教活動・他団体への補助を目的とした事業、及び営利目的の事業

３．補助金の区分

区　分	補助の対象	補助金額
市民活動支援	地域コミュニティなどによる市民活動に対して補助を行います。	当該事業にかかる補助対象経費の３分の２。ただし、上限を 20 万円とする。
地域課題解決型事業支援	地域が抱える課題解決のために行う事業に対して補助を行います。	当該事業にかかる補助対象経費の３分の２。ただし、上限を 30 万円とする。
若者世代まちづくり活動支援	20～30 代が中心となって行う、先駆的な事業に対して補助を行います。	当該事業にかかる補助対象経費の総額。ただし、上限を 20 万円とする。

◇先着順となります。予算額に達した時点で受付終了となります（ホームページ等で公表）。
◇同一事業での交付限度回数は、３回までです。
◇補助金の受け取りは原則、事業完了後ですが、希望により補助金の一部を概算払いにより事前に請求することができます。

4.　補助対象となる経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業を行うために必要な経費です。

◇補助対象となる経費の例　※【　】内は項目

ハガキ、切手、電話代【通信運搬費】／ポスター、チラシの印刷【印刷製本費】／事務用消耗品、コピー用紙代【消耗品費】／会場使用料【使用料】／イベント機器の借上げ料【借上料】・医薬品　など

以下の経費は補助の対象外となります。（団体の自主財源から支出してください）

（１）補助対象事業の実施に直接関係のない、団体の運営・維持費
（２）構成員の人件費・謝礼・旅費等
（３）構成員以外の５万円を超える謝礼
（４）弁当・菓子・飲物代を含む食糧費
（５）備品の購入費
（６）物品販売に係る経費
（７）補助対象事業に要する経費の半分を超える委託費
（８）その他補助をすることが適当でないと認められる経費

※これらの費用は団体の自主財源から支出してください。ただし，市長が特に必要と認めた経費は除きます。

◇補助対象とならない経費の例

５万円を超える謝礼金【謝金】／弁当、飲物、お菓子代【食糧費】　など

※詳しくは、記入例をご覧ください。

5．補助金の申請

補助金の交付を希望する団体は、この要項に定められた募集期間内に、『鉾田市協働のまちづくり事業補助金交付申請書（様式第１号）』に必要書類を添えて、市役所まちづくり推進課へ提出してください。なお、申請書提出前に、事業内容等についての事前相談を必要とします。

◇募集期間　　**令和７年４月１日（火）　～　10月31日（金）**
◇受付時間　　**９時00分 ～ 17時00分　　＊ただし、土日祝祭日を除く**
◇提 出 先　　鉾田市政策企画部 まちづくり推進課
◇提出書類　　・鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金交付申請書（様式第１号）
・事業計画書（様式第２号）
・事業予算書（様式第３号）

６．補助金の審査

提出された内容について審査を行い、補助金交付の可否を決定します。
※団体に対する事業のヒアリングを行う場合があります。

◇審査の基準

下記の項目に着目して審査を行います。

①公益性・・・特定の個人や団体の利益活動・親睦活動ではないか。
多くの市民が参加できる工夫があるか。
活動の内容が市民や社会に受け入れられ，幅広く共感が得られるか。

②自立性・・・補助金に頼らず，自己努力による資金活動計画が立てられているか。

③実現性・・・事業の内容や方法は適当か／収支計画に無理はないか
関係機関や各種団体等の許可，協議がされているか

④必要性・・・地域が抱えている課題を解決する取り組みか。
より多くの市民の利益につながるか。

⑤継続性・・・継続するための組織体制はあるか。
継続的な活動が見込まれ，成果が市民に広がる期待があるか。

⑥将来性・・・地域の活性化につながるか。／将来的に行政と協働する余地があるか。

７．補助金の交付（不交付）決定

交　付・・・申請内容に不備がなければ、補助金の交付が正式に決定されます。なお、補助金の交付の目的を達成するために、条件が付される場合があります。
不交付・・・事業内容が補助金の交付要件を満たしていない場合、不交付となります。

８．事業の実施

補助金の交付が決定した団体は、交付決定を受けた事業内容に従い、事業を実施してください。なお、事業実施にあたり下記項目に該当する場合は、別途手続きが必要となりますので、事前に市役所まちづくり推進課にご相談ください。

・事業内容及び事業予算額に変更が生じる場合
・事業を中止する場合
・団体名、代表者名、事業名、住所、事業期間、代表者印の変更が生じる場合

９．事業完了と実績報告の提出

補助対象事業が完了した場合、事業完了後30日以内、もしくは当該年度の３月31日のいずれか早い日までに『事業実績報告書（様式第７号）』及び関係書類を市役所まちづくり推進課に提出してください。

◇提出書類
- 実績報告書（様式第７号）
- 事業実績書（様式第８号）
- 事業決算書（様式第９号）
- 補助金の執行が確認できるもの（領収書の写し等）
- 事業記録（実施事業の様子や購入物品の写真等）

１０．補助金額の確定と支払い

提出された事業実績報告を審査し、補助金額が確定されます。

確定後、補助金の交付確定通知書が送付されますので、『補助金請求書（様式第 11 号）』により補助金の請求を行ってください。
＊なお補助金の受け取りは、希望により事業完了前に補助金の一部を概算払いにより請求することもできます。

１１．その他

◇補助事業の発表

当該補助を受け、事業を実施した団体は、市内まちづくり団体を対象にした活動発表会等において補助対象事業の発表をお願いする場合があります。

補助金交付の流れ

補助金の申請

※募集期間　4月1日（火）～10月31日（金）

補助金の交付を希望する団体は、『鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金交付申請書（様式第1号）』に必要書類を添えて、市役所まちづくり推進課へ提出してください。なお、申請書提出前に、事業内容等についての事前相談を必要とします。

↓

補助金の決定

提出された内容について審査を行い、補助金交付の可否を決定します。団体に対する事業のヒアリングを行う場合があります。審査の結果、申請内容に不備がなければ、団体への補助金交付が正式に決定されます。

↓

事業実施

交付決定を受けた事業内容に従って、事業を実施しください。
（事業実施にあたり、下記に該当する場合は事前にご相談ください。）
・事業内容及び事業予算額に変更が生じる場合
・事業を中止する場合
・団体名、代表者、事業名等を変更する場合

↓

実績報告の提出

※提出期限　事業完了後30日以内、もしくは3月31日までのいずれか早い日

補助対象事業が完了したら速やかに『実績報告書（様式第7号）』に必要書類を添えて、市役所まちづくり推進課へ提出してください。

↓

補助金の支払い

事業実績報告を審査し、補助金額が確定されます。
確定後、『補助金請求書（様式第11号）』により補助金の請求をおこなってください。

＊なお補助金の受け取りは、希望により事業完了前に補助金の一部を概算払いにより請求することもできます。

様式第１号

鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金交付申請書

年　　月　　日

鉾田市長　　様

申請者　　住　　所
団 体 名
代表者名　　印

鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金の交付を受けたいので，令和７年度鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金交付要綱第６条の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

１　申　請　区　分　　①市民活動支援
②地域課題解決型事業支援
③若者世代まちづくり活動支援

２　事　　業　　名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　補助金対象経費　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　補助金交付申請額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

５　添　付　書　類　　事業計画書（様式第２号）
事業予算書（様式第３号）
添付資料

様式第２号

事　業　計　画　書

事　　業　　名	
事業実施期間	
事業目的・概要 必要性	
地　域　課　題 社会的課題	
事　業　内　容 必要性 公益性 実現性	①対象(だれに)
	②手段(どのように)
	③目標(めざす姿)
	実施体制(実施メンバー)
団　体　運　営 継続性 自立性	①資金確保に向けた取組
	②助成事業終了後の体制・資金確保

（注）事業企画書など参考資料を添付してください。

事業スケジュール表

事　業　名	
実施年度	令和　　年度　/　　実施　　年目
前　期 実現性	
後　期 実現性	
長期的 事業計画 継続性	
事業効果 成果目標 将来性	短期目標
	長期目標

様式第３号

事　業　予　算　書

収入の部　　（単位：円）

科　　目	予　　算　　額	内　　容　　説　　明
協働のまちづくり推進事業補助金		
他の補助金等		
自己資金		
その他		
合　計		

支出の部

科　　目	予　　算　　額	補助対象経費	内　　容　　説　　明
報償費			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
通信運搬費			
保険料			
委託費			
使用料及び賃料			
その他諸経費			
合　計			

様式第５号

鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金変更交付申請書

年　　月　　日

鉾田市長　　様

申　請　者　住　　所
団 体 名
代表者名　　印

鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金の変更交付を受けたいので，令和７年度鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金交付要綱第９条の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

１　事　　業　　名

２　交 付 決 定 額　　金　　円

３　変更交付申請額　　金　　円

４　添　付　書　類　　事業計画書（様式第２号）

事業予算書（様式第３号）

添付資料

様式第７号

鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金実績報告書

年　　月　　日

鉾田市長　　様

申 請 者　　住　　所
団 体 名
代表者名　　印

年　　月　　日付　　第　　号をもって補助金の交付決定を受けた事業が完了したので，令和７年度鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金要綱第 11 条の規定により，関係書類を添えて報告します。

記

１　事　　業　　名

２　補助金交付決定額　　金　　円

３　添　付　書　類　　事業実績書（様式第８号）

事業決算書（様式第９号）

添付資料

様式第８号

事　業　実　績　書

事　業　名	
事　業　期　間	年　月　日　～　年　月　日
事　業　目　的 及　び　効　果	
事　業　内　容	

（注）事業結果についての参考資料を添付してください。

様式第９号

事　業　決　算　書

収入の部　　（単位：円）

科　　目	決　　算　　額	内　　容　　説　　明
協働のまちづくり補助金		
他の補助金等		
自己資金		
その他		
合　　計		

支出の部

科　　目	決　　算　　額	補助対象経費	内　　容　　説　　明
報償費			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
通信運搬費			
保険料			
委託費			
使用料及び賃料			
その他諸経費			
合　計			

様式第10号

第　　号
年　　月　　日

（申請者）
様

鉾田市長

鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金額確定について

年　　月　　日付けで実績報告のあった鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金について，下記のとおり額を確定したので通知します。

記

1　交付決定額　　金　　円

2　概算払い額　　金　　円

3　確　定　額　　金　　円

4　差引給付額　　金　　円

様式第11号

年　　月　　日

鉾田市長　　様

申請者　住　　所
団 体 名
代表者名　　印

鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金請求書

年　　月　　日付　　第　　号で交付額の確定を受けた鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金について，令和７年度鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金交付要綱第13条の規定により，下記のとおり請求します。

記

1　交付確定額　　金　　円

2　概算払い額　　金　　円

3　請求金額　　金　　円

4　受領方法
□　窓口払
□　口座振替

銀行名	銀行　　支店
口座種類	□ 普　通　　□ 当　座
口座番号	
口座名義	

様式第 12 号

年　　月　　日

鉾田市長　　様

申 請 者　　住　　所

団 体 名

代表者名　　印

鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金概算払請求書

年　　月　　日付　　第　　号で交付決定を受けた鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金について，令和７年度鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金交付要綱第 13 条の規定により，下記のとおり概算払請求します。

記

1　事　業　名

2　交付決定額　　金　　円

3　概算払申請額　　金　　円

4　受領方法

□　窓口払

□　口座振替

銀　行　名	銀行　　支店
口 座 種 類	□普　通　　□当　座
口 座 番 号	
口座名義人	

様式第 13 号

事業等中止承認申請書

年　　月　　日

鉾田市長　　様

申 請 者　　住　　所
団 体 名
代表者名　　印

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあった鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金の交付決定を受けた事業を，下記のとおり中止（廃止）したいので承認してください。

記

1 事 業 名

2 事業中止（廃止）の理由

3 事業の進捗状況

4 事業を中止する期間

5 事業実施の見通し

（記入例）

様式第１号

鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金交付申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

鉾田市長　岸田　一夫　様

申請者　　住　　所　鉾田市鉾田〇〇〇〇
団 体 名　鉾田市協働のまちづくりクラブ
代表者名　　鉾　田　　太　郎　　印

鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金の交付を受けたいので，令和７年度鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金交付要綱第６条の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

１　申　請　区　分　①市民活動支援
②地域課題解決型事業支援
③若者世代まちづくり活動支援

２　事　　業　　名　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業

３　補 助 対 象 経 費　金　〇〇〇〇〇〇〇〇〇　円

４　補助金交付申請額　金　〇〇〇〇〇〇〇〇〇　円

５　添　付　書　類　事業計画書（様式第２号）
事業予算書（様式第３号）
添付資料

様式第２号

（記入例）

事　業　計　画　書

事　　業　　名	○○○○○○○○○○事業
事業実施期間	令和○年○○月○○日　～令和○年○○月○○日
事業目的・概要 必要性	事業を実施する目的と、実施する事業の概要について記入してください。
地域課題・ 社会的課題	地域又は社会全体で抱えている課題について具体的に記入してください。
事業内容 ※この事業を実施した結果、課題はどのように解決されるか。 必要性 公益性 実現性	①対象(だれに) 誰を対象とする事業なのか記入してください。
	②手段(どのように) 実施する内容・場所・日程について記入してください。
	③目標(めざす姿) 事業を実施することによって、地域をどのようにしていきたいか記入してください。
	実施体制(実施メンバー) 事業を行うために必要となる人員を記入してください。
団体運営 継続性 自立性	①資金確保に向けた取組 取組む内容を具体的に記入してください。
	②助成事業終了後の体制・資金確保 ①の取組を行うことで、確保できる資金等の見込みを記入してください。

（注）事業企画書など参考資料を添付してください。

事業スケジュール表

事業名	○○○○○○○○○事業
実施年度	令和○年度　/　　実施○年目
前期 実現性	具体的な実施予定等を記入してください。 例) 実施予定　毎月第４土曜日 　４月○○日、５月○○日、６月○○日、７月○○日、８月○○日、９月○○日 実施場所 　○○公民館
後期 実現性	
長期的 事業計画 継続性	３年～５年後に目指していく姿、実施していく内容について記入してください。
事業効果・ 成果目標 将来性	短期目標 今年度達成したい目標について記入してください。
	長期目標 今後３～５年間で達成したい目標について記入してください。

様式第３号　　**（記入例）**

事　業　予　算　書

収入の部　　（単位：円）

科　　目	予　算　額	内　容　説　明
協働のまちづくり補助金	１００,０００	市民活動支援
他の補助金等		
自己資金	４０,０００	
その他	４０,０００	参加費　５００円×４０名 協賛金　２０,０００円
合　計	１８０,０００	

支出の部

科　　目	予　算　額	補助対象経費	内　容　説　明
報償費	５０,０００	５０,０００	講師謝礼　１回１万円×５回
旅費			
消耗品費	１５,０００	１５,０００	事務用消耗品
印刷製本費	２０,０００	２０,０００	ポスターチラシの印刷費
通信運搬費	２０,０００	２０,０００	募集案内等の配送料
保険料			
委託費			
使用料及び賃料	２５,０００	２５,０００	会場使用料　１回５,０００円×５回
その他諸経費	５０,０００	２０,０００	イベント賞品代　２０,０００円 食糧費　３０,０００円（補助対象外）
合　計	１８０,０００	１５０,０００	

＊補助金額　１００,０００円

→補助対象経費（１５０,０００円）の３分の２

※市民活動支援の場合、当該事業にかかる補助対象経費の３分の２（上限 20 万円）